

函館市国民健康保険における職権による資格喪失事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、函館市国民健康保険の被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者資格の取得および生活保護法（昭和25年法律第14号）による生活保護受給開始に至ったときにおける国民健康保険の資格喪失の処理（以下「資格喪失処理」という。）に関し必要な事項を定め、被保険者の資格適正化を図ることを目的とする。

(根拠)

第2条 市長は、前条による資格喪失処理に当たっては、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（令和5年1月20日付け保発0120第7号厚生労働省保険局長通知）および国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第9号。以下「改正省令」という。）による改正後の国保則第13条関係に規定された事項による。

(資格喪失処理)

第3条 市長は、後期高齢者医療制度部局および生活保護部局または福祉事務所が作成した制度適用の事実を確認できる書類等（以下「公募等」という。）により後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した者および生活保護受給開始を確認できた者については、資格喪失に係る届出を省略し、職権による資格喪失処理を行うことができる。

2 市長が職権による資格喪失処理を行う場合は、別途決裁を受けるものとする。

(職権による資格喪失処理対象者)

第4条 市長が職権により資格喪失処理ができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募等により，後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したことが確認できた者
- (2) 公募等により，生活保護受給開始を確認できた者

(資格を喪失した旨の通知)

第5条 市長は，第3条の規定により職権による資格喪失処理を行った場合は，当該世帯の世帯主または被保険者に対して函館市国民健康保険料決定（変更）通知書のほか，以下の内容を通知する。

- (1) 後期高齢者医療制度への加入または生活保護の受給を開始し，国民健康保険の資格を喪失したこと
- (2) 後期高齢者医療制度または生活保護により医療が提供されるため，国民健康保険を使用しないこと
- (3) 被保険者証等を速やかに返還すること
- (4) 後期高齢者医療制度の脱退もしくは生活保護が廃止となり再び国民健康保険に加入する場合には，届出が必要となること

附 則

この要領は，令和5年4月1日から施行する。